

団体傷害保険のご案内

団体割引等が適用され
個人でご加入されるより
割安な保険料です

団体割引20%
損害率による
割引10%適用

28%割引適用



傷害補償



日常生活賠償補償



携行品損害補償

「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」

下記のいずれかの方法でご確認ください。

- ① T-ポータル[※]の保険事業掲示板
- ② TOKAI保険事業部ホームページ(<http://www.hoken-tokai.com/>)
- ③ 右記のQRコード^(注)からアクセス
- ④ 書面による提供をご希望の場合には、TOKAI保険事業部へご連絡ください。

必ず、加入申込前に内容をご確認し、同意のうえお申込みください。

(「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」は、印刷・保管されることをおすすめします。)

(注)QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



■ 賠償責任への備え

日常生活における賠償事故を
最大**3億円**まで補償
(プレミアムプランの場合)

示談交渉
サービス付き
(国内で起きた事故のみ)
*話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。

全プランに共通している補償項目

■ 日常生活賠償補償

日常生活における賠償事故を補償します。

自転車で他人にケガをさせた!

男子小学生が夜間、自転車で走行中に歩行中の女性と正面衝突。女性は頭蓋骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。

判決認容額

約**9,500万円** (2013年7月 神戸地裁)

近年、自転車による事故で高額な賠償命令が出るケースが増えています!
加害者になってしまったら…未成年といえども、その責任を免れることはできません。

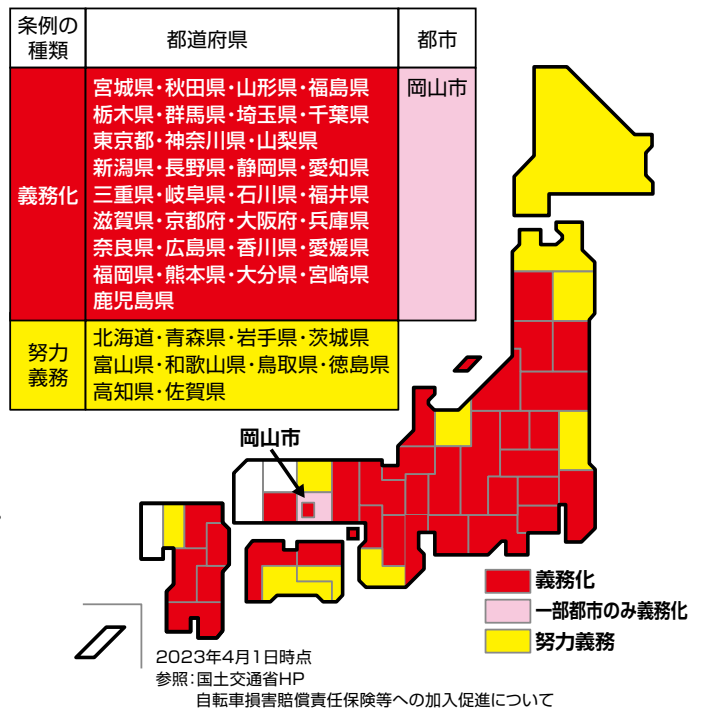


▼ 自転車事故の高額賠償判決認容額例

事故の概要	判決認容額
男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24才)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。	9,266万円 (東京地方裁判所2008年6月5日判決)
男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさずに交差点に進入。横断歩道を横断中の女性(38才)と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した。	6,779万円 (東京地方裁判所2003年9月30日判決)
男性が昼間、信号表示を無視して高速度で交差点に進入。青信号で横断歩道を横断中の女性(55才)と衝突。女性は頭蓋内損傷等で11日後に死亡した。	5,438万円 (東京地方裁判所2007年4月11日判決)

※判決認容額とは、判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(上記金額は概算額)。上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。
※出典:一般社団法人日本損害保険協会(HP)

自転車保険加入を条例で義務づけている主な自治体



その他賠償事故例

電車を運行不能にさせてしまった!

- 誤って線路に立ち入り電車を止めてしまった!(国内のみ)



他人にケガをさせた!

- 飼い犬が近所の子どもに噛みついた!
- ゴルフ中誤って他人にケガをさせてしまった!



他人のものを壊した!

- 水漏れを起こし、階下のお宅の家具を汚してしまった!



偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり、国内において電車等の運行不能で法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合に保険金をお支払いします。

※上記事例でも事故状況等により法律上の損害賠償責任が発生しない場合、保険金のお支払い対象とはなりません。

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

■ ケガへの備え

日常生活におけるケガを**24時間**補償します!

全プランに共通している補償項目

■ 傷害補償

国内・国外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをした場合に保険金(傷害死亡、傷害後遺障害、傷害入院、傷害手術、傷害通院)をお支払いします。

- 車にはねられてケガ。
- 自転車で転倒してケガ。
- 風災・水災によるケガ。



- 津波によるケガ。



- 地震によるケガ。



- 料理中にケガ。



- スポーツ中のケガ。



- ゴルフ中のケガ



- 噴火によるケガ。



■ 天災補償(地震・噴火・津波)

(天災危険補償特約)
一般の傷害保険だけでは補償されない、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とするケガを補償します。

「ワイド・プレミアム」プランに追加されている補償項目

■ 熱中症に関する補償

日射または熱射により身体に障害を被った場合に保険金(傷害後遺障害、傷害入院、傷害手術、傷害通院)をお支払いします。
(注)被保険者の死亡については対象外となります。



- 散歩中に熱中症になり倒れてしまった。
(熱中症危険補償特約)

■ 特定感染症に関する補償

特定感染症を発病し身体に障害を被った場合に保険金(後遺障害、入院、通院)をお支払いします。
(注)保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した場合(継続契約を含みません)を除きます。



- O-157に感染して入院した。
(特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約)

種類	特定感染症(※)
一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう(天然痘)、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
二類感染症	急性灰白髄炎(ポリオ)、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、鳥インフルエンザ(H5N1)、中東呼吸器症候群(MERS)、鳥インフルエンザ(H7N9)
三類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(O-157等)、腸チフス、パラチフス

※特定感染症とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症および指定感染症をいいます。新型コロナウイルス感染症は、2023年5月8日より感染法上の分類の5類への移行に伴い補償対象外となります。
※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

■ その他の補償

全プランに共通している補償項目

■ 携行品損害補償特約

- ゴルフ中にゴルフクラブを折ってしまった。



身の回り品に含まれる主なもの

- 通貨、乗車券等(合計5万円限度)
- 腕時計
- デジタルカメラ
- テニスラケット
- ゴルフクラブ など



以下のものは携行品損害補償の対象となりません。

- 携帯電話(スマートフォン)
- タブレット・電子マネー
- ウェアラブル端末
- 眼鏡
- サーフボード
- コンタクトレンズ など

詳細は、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」を確認ください。

携行品損害の保険金支払基準は
新価払です。

オススメ

オプション

■ 弁護士費用特約

日本国内において偶然な事故により被保険者に次の被害が発生し、その被害について、法律相談をした場合または損害賠償請求を弁護士、司法書士、行政書士に委任した場合の費用や訴訟費用、仲裁、和解もしくは調停に要した費用およびその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用をお支払いします。

※費用の支出には保険会社の同意が必要となります。

- ① 被保険者が被った身体の障害
- ② 被保険者が居住する住宅または被保険者の日常生活用動産の損壊または盗取

- 被害事故(ストーカーによる被害事故等)でケガを被り、弁護士に損害賠償請求を委任した。



- 自転車事故等でケガを被り、弁護士に損害賠償請求を委任した。



オプション

■ ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)

保険金額 **30万円**

- ホールインワンを達成して贈答用記念品を購入した。
(ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用))

国内のゴルフ場での競技中にホールインワンまたはアルバトロスを達成したときに、慣習として費用を負担したことによって損害を被った場合にお支払いします。

※キャディ帯同のないセルフプレー中の場合は、原則として、保険金のお支払い対象となりませんのでご注意ください。ただし、同伴競技者以外の第三者の目撃(注)がある場合にかぎり、保険金をお支払いします。

(注)目撃とは、打ったボールがホールにカップインしたことをその場で確認することをいいます(達成後に呼ばれてカップインしたボールを確認した場合は「目撃」に該当しません)。

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。



■ ご加入プランと保険料

・団体総合生活補償保険：団体割引20%・損害率による割引10%適用、
 傷害入院保険金支払対象期間：支払限度日数180日、免責期間0日
 傷害通院保険金支払対象期間180日、支払限度日数90日、免責期間0日
 掛捨て型：団体契約
 ・傷害事故の範囲・・・急激かつ偶然な外来の事故によるケガ
 傷害手術保険金・・・補償あり

ご希望する加入プランの保険料、補償項目と保険金額をご確認ください。

加入プラン			掛捨て型 (傷害補償(標準型)特約セット団体総合生活補償保険)					
			保険期間: 1年 (2023年10月1日~2024年10月1日)					
			28%割引適用 団体割引20%・損害率による割引10%適用					
			スタンダード		ワイド		プレミアム	
本人型		家族型		熱中症危険補償 特定感染症危険補償				
				本人型	家族型	本人型	家族型	
保険料(月払) 2023年12月給与から控除開始			1,110円	2,220円	1,180円	2,520円	2,100円	4,960円
日常生活賠償保険金額 ※免責金額 0円			1億円 (示談交渉サービス付き)				3億円 (示談交渉サービス付き)	
天災危険補償			地震・噴火・津波によるケガを補償					
傷害事故	傷害死亡・ 後遺障害 保険金額	ご本人	350万円	220万円	350万円	230万円	590万円	600万円
		配偶者	—	200万円	—	215万円	—	590万円
		親 族	—	160万円	—	170万円	—	330万円
	傷害入院 保険金日額	ご本人	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	5,000円	5,000円
		配偶者	—	2,200円	—	2,600円	—	3,500円
		親 族	—	1,200円	—	1,300円	—	2,000円
	傷害通院 保険金日額	ご本人	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	3,000円	3,000円
		配偶者	—	1,200円	—	1,500円	—	2,500円
		親 族	—	700円	—	700円	—	1,500円
傷害手術保険金			入院中の手術：傷害入院保険金日額の10倍 / 左記以外の手術：傷害入院保険金日額の5倍					
携行品損害保険金額 ※免責金額 3,000円			10万円				30万円	



オプション		弁護士費用補償	
保険金額		弁護士費用等保険金額 300万円 法律相談費用保険金額 10万円	
追加保険料(月払)		220円	



オプション		ホールインワン・アルバイトロス費用補償	
		本人のみ	
保険金額		ホールインワン・アルバイトロス費用保険金額 30万円	
追加保険料(月払)		250円	

ご提出期限 **9/22** (金) ●保険期間の開始は、2023年10月1日午後4時からとなります。

お申込みにあたっては、形態別に
下表の○印の書類が必要となります。

ご提出書類	申込み形態	継続加入		新規加入
		同様条件(自動継続)	内容変更	
傷害保険登録票 兼 変更依頼書(注)		×不要	○提出	○提出
加入申込票(注)		×不要	○提出	○提出
記入例の記載ページ		—	P8	P8、P9、P10

(注)書類はT-ポータル[※]の保険事業掲示板または保険事業部ホームページからご取得ください。

お申込みにあたってのご注意

- 1) 現在の加入プランと同じプランで継続される場合には、お手続きは一切不要です。自動的に継続されます。
- 2) 契約内容を変更される場合には、〔「**傷害保険**」登録票 兼 **変更依頼書**〕に変更する内容をご記入・ご署名のうえ、ご提出ください。

(内容の変更例)

- 住所・電話番号の変更や、結婚して改姓などがあった。**
- 本人型から家族型にして、家族を補償対象にする^(注)。
- 「スタンダードプラン」から「プレミアムプラン」にして、補償内容を充実する。
- 満期をもって継続しない。

- 3) 新規（または追加）でお申込みをされる場合には、〔「**傷害保険**」登録票 兼 **変更依頼書**〕と〔**団体総合生活補償保険加入申込票 兼 被保険者明細書 兼 健康状態告知書（標準型）**〕に必要事項をご記入・ご署名のうえご提出ください。

(注)家族型の被保険者の範囲については、P6をご確認ください。

■被保険者の範囲（補償の対象となる方）について

<傷害補償の被保険者の範囲>

ご選択いただく被保険者の範囲は下表のとおりです。なお、「ご本人」と「配偶者」、「ご本人」「配偶者」と「親族」との関係はケガの原因となった事故が発生した時におけるものをいいます。

被保険者の範囲		
		詳細
本人型	ご本人（注1）	加入申込票の被保険者欄に記載の方
	ご本人（注2）	加入申込票の被保険者欄に記載の方
家族型	配偶者（注3）	ご本人の配偶者
	親族	ご本人またはその配偶者の同居の親族（注4） ご本人またはその配偶者の別居の未婚（注5）の子（注6）

（注1）「ご本人」とは以下からお選びいただいた方「ご本人」です。

①社員・役員本人 ②社員・役員の配偶者、子ども、両親および兄弟姉妹 ③社員・役員と同居している親族および使用人

（注2）「ご本人」とは以下からお選びいただいた方「ご本人」です。

①社員・役員本人 ②社員・役員の配偶者、子ども、両親および兄弟姉妹

（注3）配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。

（注4）親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

（注5）未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

（注6）同居の親族・別居の未婚の子とは、「本人またはその配偶者の同居の親族」または「本人またはその配偶者の別居の未婚の子」をいいます。

<その他特約の被保険者の範囲>

		日常生活賠償特約 （注8）		携行品損害補償特約		弁護士費用特約		ホールインワン・アルパトロス費用補償特約 （団体総合生活補償保険用）（注9）	
		本人型	家族型	本人型	家族型	本人型	家族型	本人型	家族型
被保険者の範囲	ご本人	○	○	○	○	○	○	○	○
	配偶者	○	○	×	○	○	○	×	×
	親族（注7）	○	○	×	○	○	○	×	×

（注7）「親族」とは上記<傷害補償の被保険者の範囲>における「親族」と同じです。

（注8）被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって、責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

（注9）傷害補償の被保険者の範囲が家族型であっても、ホールインワン・アルパトロス費用補償のご加入はご本人のみとなります。

■注意事項

この「傷害保険のご案内」は概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また詳しくはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

【団体契約】

- ①被保険者ご本人数1,000名以上5,000名未満（団体割引20%適用）、損害率による割引10%適用。
②記載の保険料は以下の職種級別ごとの人数等により平均して算出しております。職種級別によって保険料は異なりますが、加入申込票に記載の職業・職務をご確認ください。
職種級別A…会社事務員、医師など職種級別B以外のご職業および主婦・学生・無職者など
職種級別B…農林業作業、漁業作業、採鉱・採石作業、自動車運転者（助手を含む）、木・竹・草・つる製品製造作業、建設作業
※告知していただいたご職業・職務が事実と反する場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。
- ご加入の際は、加入申込票の各項目（性別・生年月日・年齢・職業・他の保険契約の有無（注）など）について正しく記入してください。正しく記入していただかなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
（注）他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。
正しく記入していただかなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- 加入申込票記載事項（職業・職務、年齢、他保険加入状況、保険金請求履歴等）等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- この保険は株式会社TOKAIホールディングスを保険契約者とし、TOKAIグループの役員および社員を加入者とする団体総合生活補償保険の団体契約です。
- 団体総合生活補償保険のご契約のしおり（普通保険約款・特約）および保険証券は保険契約者（株式会社TOKAIホールディングス）に交付されます。
- この保険契約は、2社（あいおいニッセイ同和損害保険（株）、東京海上日動火災保険（株））による共同保険契約であり、各引受保険会社は引受割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。引受幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金の支払いその他の業務または事務を行っております。
- 特段のお申し出がない場合に限り、翌年度以降も同一加入プラン（※）にて継続されます。継続時の保険料は、継続日現在の保険料率で計算されます。（※）傷害死亡保険金受取人は法定相続人となります。傷害死亡保険金受取人を指定される場合は、ご加入内容の変更となり、改めてお手続きが必要です。この場合、被保険者の同意確認のために書類の提出をお願いすることがあります。（ご注意）保険金請求事故が多発した場合などについて、引受保険会社からご継続を中止させていただくことがあります。

〈傷害保険 ご加入内容一覧〉の見方

社員番号 999999
 所属 【TK】ライフソリューション本部 静岡支店
 お名前 東海 太郎

***** < 傷害保険 ご加入内容一覧 > ***** 2023/8/26 現在

★ G	1	種目	レジャー(本人・掛捨) A
		プラン	スタンダードゴルフプラン
		保険会社	あいおいニッセイ同和
		証券番号	SA15942676
		保険の対象者	東海 太郎 B
		支払方法	給与控除 C
		保険期間(始期)	2022/10/1
	保険期間(終期)	2023/10/1 D	
	分割保険料	¥1,360 E	
	年間一括保険料	¥16,320 F	
★	2	種目	レジャー(家族・掛捨)
		プラン	スタンダードプラン
		保険会社	あいおいニッセイ同和
		証券番号	SA15942676
		保険の対象者	東海 太郎
		支払方法	給与控除
		保険期間(始期)	2022/10/1
	保険期間(終期)	2023/10/1	
	分割保険料	¥2,220	
	年間一括保険料	¥26,640	
3	3	種目	積立傷害(含む積立年金)
		プラン	タフ・ケガ(積立)
		保険会社	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
		証券番号	F42176302
		保険の対象者	東海 太郎
		支払方法	一時払
		保険期間(始期)	2019/9/10
	保険期間(終期)	2024/9/10	
	分割保険料	¥224,430	
	年間一括保険料		

※★印が今回満期を迎えてご継続対象となる契約です。
 ※保険の対象者欄は契約者と同一の場合はブランクとなっております。

◆傷害保険に未加入の方には

未加入の方には「ご加入いただいております」と印字されています。
 是非ともこの機会にご加入をお願いします。

◆積立保険の満期を迎える方は

「積立保険満期のご案内」をお送りします。

- A** 加入している保険の種類
- B** 補償の対象となる方(保険用語では被保険者)
- C** 保険料の払込方法
- D** 始期:補償の開始日 終期:補償の終了日(満期日)
- E** 月々の保険料の払込額
- F** 年間の払込額(一時払の場合は一時払保険料)
- G** 今回満期を迎え、ご継続対象となる契約

「傷害保険」登録票 兼 変更依頼書」の記入例

本帳票をご提出いただく方は、以下の3つの場合です。

- ①新規(または追加)でお申込みをされる場合。([加入申込票]も併せて提出)
- ②継続するが、契約内容を変更する場合。
- ③今回の10月1日の満期をもって、継続せずに終了される場合。

※現在の加入プランと同じプランで継続される場合には、本帳票のご提出の必要はありません。
他のお手続きも一切不要です。自動的に継続されます。

ご提出期限：9月22日(金)

該当の箇所に必要事項をご記入ください。

必ずご署名をお願いします。

現在のご加入プランと同じプランで継続される場合は、本帳票の提出は必要ありません。自動的に継続します。

「傷害保険」登録票 兼 変更依頼書

■今回、本帳票をご提出いただくのは、以下の4つの場合となります。

- ①新規または追加で申し込みをする場合 (①または②の場合、加入申込票も併せてご提出ください)
- ②現在ご加入のプランを変更する場合
- ③住所変更や加入者・被保険者の情報に変更がある場合
- ④今回の10月1日の満期をもって、継続せずに終了する場合

従業員コード	会社名	部署・所属	加入者署名欄(自書)
9 8 7 6 5 4	TOKAI	静岡支店 直売課	東海 太郎
TOKAI保険事業部ホームページおよびT-ポータルに掲示した「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」を確認しました。			

①新規(または追加)で申し込みをする場合、希望するプランに○をしてください。

プランと保険料	スタンダード		ワイド		プレミアム	
	本人型 1,110円	家族型 2,220円	本人型 1,180円	家族型 2,520円	本人型 2,100円	家族型 4,960円
オプション	弁護士費用補償セット 220円		ホールインワン・アルパトロス費用補償セット④ 250円			

②現在ご加入のプランを変更する場合、希望するプランに○をしてください。

プランと保険料	スタンダード		ワイド		プレミアム	
	本人型 1,110円	家族型 2,220円	本人型 1,180円	家族型 2,520円	本人型 2,100円	家族型 4,960円
オプション	弁護士費用補償セット 220円		ホールインワン・アルパトロス費用補償セット④ 250円			

④家族型にご加入の場合も被保険者ご本人のみの補償となります。

③加入者・被保険者・住所等に変更がある場合は、変更する情報のみを下記にご記入ください。

加入者	住所	氏名(改姓等)	連絡先
被保険者	住所	氏名	生年月日 年 月 日 性別 <input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女

■他の保険契約等に変更がある場合は下記にご記入ください。

<small>※他の保険契約等 同種の危険を補償する他の保険契約等(被保険者が同一であり、タフ・ケガの保険、団体総合生活補償保険等の身体 のケガに対して保険金が支払われる他の保険契約等)をいい、積立保険を含みます。【あり】の欄に「あり」の場合、 【あり】に○印のうえ、必ず「合計保険金額」欄にご記入ください。(ご記入のない場合、「なし」と回答したことが となります。) (注)他の保険会社等における契約を含み、団体契約、生命保険契約、共済契約を含みます。</small>	<small>Y36 【あり】</small>	<small>Y34 【あり】</small>	<small>Y37 【あり】</small>	<small>Y28 【あり】</small>	<small>Y29 【あり】</small>	<small>Y30 【あり】</small>	<small>Y31 【あり】</small>	<small>Y32 【あり】</small>	<small>Y33 【あり】</small>	<small>Y35 【あり】</small>	<small>Y38 【あり】</small>	<small>Y39 【あり】</small>	<small>Y40 【あり】</small>	<small>Y41 【あり】</small>	<small>Y42 【あり】</small>	<small>Y43 【あり】</small>	<small>Y44 【あり】</small>	<small>Y45 【あり】</small>	<small>Y46 【あり】</small>	<small>Y47 【あり】</small>	<small>Y48 【あり】</small>	<small>Y49 【あり】</small>	<small>Y50 【あり】</small>	<small>Y51 【あり】</small>	<small>Y52 【あり】</small>	<small>Y53 【あり】</small>	<small>Y54 【あり】</small>	<small>Y55 【あり】</small>	<small>Y56 【あり】</small>	<small>Y57 【あり】</small>	<small>Y58 【あり】</small>	<small>Y59 【あり】</small>	<small>Y60 【あり】</small>	<small>Y61 【あり】</small>	<small>Y62 【あり】</small>	<small>Y63 【あり】</small>	<small>Y64 【あり】</small>	<small>Y65 【あり】</small>	<small>Y66 【あり】</small>	<small>Y67 【あり】</small>	<small>Y68 【あり】</small>	<small>Y69 【あり】</small>	<small>Y70 【あり】</small>	<small>Y71 【あり】</small>	<small>Y72 【あり】</small>	<small>Y73 【あり】</small>	<small>Y74 【あり】</small>	<small>Y75 【あり】</small>	<small>Y76 【あり】</small>	<small>Y77 【あり】</small>	<small>Y78 【あり】</small>	<small>Y79 【あり】</small>	<small>Y80 【あり】</small>	<small>Y81 【あり】</small>	<small>Y82 【あり】</small>	<small>Y83 【あり】</small>	<small>Y84 【あり】</small>	<small>Y85 【あり】</small>	<small>Y86 【あり】</small>	<small>Y87 【あり】</small>	<small>Y88 【あり】</small>	<small>Y89 【あり】</small>	<small>Y90 【あり】</small>	<small>Y91 【あり】</small>	<small>Y92 【あり】</small>	<small>Y93 【あり】</small>	<small>Y94 【あり】</small>	<small>Y95 【あり】</small>	<small>Y96 【あり】</small>	<small>Y97 【あり】</small>	<small>Y98 【あり】</small>	<small>Y99 【あり】</small>	<small>Y00 【あり】</small>		
合計保険金額	Y36	Y37	Y28	Y29	Y30	Y31	Y32	Y33	Y34	Y35	Y36	Y37	Y38	Y39	Y40	Y41	Y42	Y43	Y44	Y45	Y46	Y47	Y48	Y49	Y50	Y51	Y52	Y53	Y54	Y55	Y56	Y57	Y58	Y59	Y60	Y61	Y62	Y63	Y64	Y65	Y66	Y67	Y68	Y69	Y70	Y71	Y72	Y73	Y74	Y75	Y76	Y77	Y78	Y79	Y80	Y81	Y82	Y83	Y84	Y85	Y86	Y87	Y88	Y89	Y90	Y91	Y92	Y93	Y94	Y95	Y96	Y97	Y98	Y99	Y00

※この項目は、ご契約に際して引受保険会社がおたずねする特に重要な事項(告知事項)です。
事実と相違する場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので十分にご確認ください。

④今回の満期をもって継続しない。

現在ご加入いただいている傷害保険が2023年10月1日午後4時の満期をもって補償が終了することへの、ご了承をお願いします。	同意する
---------------------------------------------------------------	------

(2023年8月8日版)A23-101553

※上記はプレミアムプラン・本人型に弁護士費用特約をセットして、新規に申込みをされた場合です。

〈新規加入〉をお申込みされる場合の記入例

欄内のみ黒ボールペンでご記入、およびご署名ください。枠外以外は一切ご記入しないでください。

申込人(加入者)

加入者となる方(役員および社員)になります。

- 加入申込日
- 電話番号
- 住所
- 氏名※
- 社員番号

* 上部にある「ご加入内容確認事項」について確認いただき、個人情報の取扱いに同意のうえ、加入者ご本人がフルネームで署名してください。

被保険者

■被保険者が上記申込人(役員および社員)の場合

→告知事項である※印および下記事項のみご記入ください。

※職業名・職種名(カタカナ)
(社内での職種/営業職・システムエンジニア・事務職・地区係・充填係・集金人・バルブ製造・造船関係従事者・アクア配達係・タンクローリー運転手等)

- 生年月日
- 年令(2023年10月1日時点の満年齢)

■被保険者が上記申込人(役員および社員)とは異なる場合(配偶者や親族など)

- 住所
- 氏名
- 生年月日
- 年令(2023年10月1日時点の満年齢)
- 性別
- 職業名・職種名(カタカナ)
(一般的な職種/営業職・事務職・販売従事者・教員・保健医療従事者・主婦・学生・無職・児童等)

→「パート」等の表記は不可です。

- 団体との関係(注)

団体総合生活補償保険(傷害補償(標準型)特約セット)加入申込票兼被保険者明細書兼健康状態告知書

団体総合生活補償保険加入申込票 兼 被保険者明細書 兼 健康状態告知書

※印の項目は、ご契約に際して引受保険会社がおたずねする特に重要な事項(告知事項)です。事実と相違する場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分にご確認のうえご回答(記入)ください。ただし、「生年月日」、「年令」、「健康状態告知欄」は「所得補償特約」、「医療費用補償特約」をセットされない場合、告知事項に該当しません。「職業名・職種名」欄は「交通事故危険のみ補償特約」をセットされる場合、告知事項に該当しません。

私(申込人)は、自分が所属する企業は引受保険会社(共同保険契約以下同様とします。)と締結する団体保険期間、保険金額などは、当該企業であることを確認します。私および情報は引受保険会社に提供することには同意します。引受保険会社に提供された情報が発生した場合の円滑かつ適切な保険サービスの提供のほか、保険制度の健全性を含みます。変更のご案内、商標の取扱いに同意します。引受保険会社は、あいおいニッセイイット生命保険株式会社(以下「引受保険会社」といいます。)を引受保険会社としてご契約をさせていただきます。詳細は弊社ホームページhttps://www.aioi-nissei.com/をご覧ください。

保険契約者(団体名)	
株式会社 TOKAI ホールディングス	

加入申込日	010 令和5年9月10日	011 電話番号	054-123
012 郵便番号	317 カナ シズオカケン シズオカシ アオイク トキワチヨウ2-6-8	420-0034	
013 住所	399 漢字	静岡県静岡市葵区常磐町2-6-8	
014 加入者氏名	307 カナ トウカイ タロウ	980 生年月日	天正T
015 加入者氏名	フルネームでご署名ください。漢字 341 東海 太郎	50	
016 所属名	カナ	019 所属コード	017 社員番号

必ずご記入ください。

被保険者ご本人			
390 住所	申込人住所と異なる場合は必ずご記入ください。H41 カナ L68 漢字	576 ※職業名・職種名	カタカナ シュフ
018 氏名	J04 カナ トウカイ ハナコ L67 漢字 東海 花子	L18 傷	312 ※職種コード
323 ※生年月日	天正T (昭和)S (平成)H (令和)R 55年8月10日	303 ※年令	302 性別
	満 43才	男 1	女 2
1 被保険者	55W 氏名 カナ 55X 氏名 漢字	55C 氏名 カナ	55E 氏名 漢字
	55Y 生年月日	昭和S (平成)H (令和)R	年 月 日
※他の保険契約等 同種の危険を補償する他の保険契約等(被保険者が同一であり、タフ・ケガの保険、団体総合生活補償保険等の身体のケガに対して保険金が支払われる他の保険契約等)をい、預立保険を含みます。)がありますか。「あり」の場合、「あり」に○印のうえ、必ず「合計保険金額」欄にご記入ください。(ご記入のない場合、「なし」と回答したことになります。)(注)他の保険会社等における契約を含み、団体契約、生命保険契約、共済契約を含みます。		Y34 あり	
Y36 合計保険金額		Y37 傷害死亡・後遺障害保険金額	Y28 傷害通院保険金日額
万円		円	円
回数		合計金額	

通信欄

331 加入者特記事項	カナ

告知事項

質問事項に回答いただき「あり」の場合必ず記入してください。

告知書(標準型)

あいおいニッセイ同和損保

センター送付

または団体に対して、当該企業または
場合は共同保険会社を登載します。
加入条件(適用約款・特約、保
または団体により定められているも
放保険者は、団体保険契約に関する
同意します。また、私および被保険
適切な保険の引渡、万一保険事故
の支払い、保険契約に付帯される
金な運営(再保険契約に伴う諸手続
品提案、グループ会社(海外にある
商品・サービスの提案・提供等に利
同和損害保険株式会社となります。
www.aioinissaidowa.co.jp/を

000 AAA 020 994
R152 03 X 88 LF 354 ⑤

<ご記入にあたって>

- ◎年齢は保険始期日時時点の年齢をご記入ください。(保険期間の途中で加入される場合も、中途加入日時ではなく、団体契約の保険始期日時時点の年齢をご記入ください。)
- 職種コードは裏面または別紙をご参照ください。
- 被保険者住所が申込人(加入者)の住所と同じ場合、「申込人住所と同じ」に○印をしてください。

前契約代表証券番号

代表証券番号 SA17313757

部店課支社	代理店・扱者/仲立人	団体コード
RKD62	TOKAI FPYT	XAPK2

保 険 期 間			
令和	5 年	10 月	1 日から
令和	6 年	10 月	1 日まで

加入者番号
098

(注1) あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 宛

裏面または別紙の健康状態告知書質問事項に対する下記回答は事実と相違ありません。告知内容が事実と相違していた場合、保険契約を解除され保険金のお支払いを受けられないことがあることに同意します。また、個人情報取り扱いに同意します。「健康状態告知についてのご案内」を受け取り、内容を理解しました。

(注2) 傷害死亡保険金受取人を指定する場合のみご記入ください。被保険者が未成年の場合、親権者を傷害死亡保険金受取人に指定することはできません。

(注3) 父母・子、祖父母・孫および兄弟姉妹をいいます。
(注4) 企業等の保険金受取に関する特約をセットする場合は、この特約により傷害死亡保険金受取人に支払う旨が規定されているその他の保険金を含みます。

「健康状態告知についてのご案内」をお読みいただき、健康状態告知をされる場合は、裏面または別紙の「健康状態告知書質問事項」を参照のうえ、下記に回答と告知日をご記入いただき、告知者ご署名欄にご署名ください。

4567

平成 令和 R

8 月 10 日

023456

加入セット選択欄	
基本セット(必須加入)	オプション
300	1 2 3 4 5
セット名 (3桁以内の英数字)	
LJW 職種コード	
572	
LJX 職種級別	
数	

※健康状態告知書質問事項回答欄		
所得・医療		過去の健康状態告知内容
質問 1	質問 2	特定疾病等対象外欄(再告知の場合要削除)
LKA はい ③ いいえ ④	LKH はい ③ いいえ ④	506 疾病コード 507 疾病・症状名 カナ
「はい」の場合、該当補償についてお引き受けできません。詳細は裏面または別紙をご参照ください。		

※告知者ご署名欄
(上記(注1)をご確認のうえ、必ず被保険者ご本人がフルネームでご署名ください。告知時における被保険者ご本人の年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちいずれの方がご署名ください。)
LW8 告知日 令和 年 月 日 自 署

住所
59X カナ
56C 漢字

氏名
56H カナ
56F 漢字

傷害死亡保険金受取人 特に指定のない場合には、傷害死亡保険金受取人は、被保険者の法定相続人となります。(注2)

31M 被保険者との関係
配偶者・2親等内の血族(注3) 1 勤労先 2 その他 4

553 上記「その他」の場合具体的にカナで記入

<被保険者のご署名> 傷害死亡保険金受取人指定に関する同意
傷害死亡保険金は左記受取人に支払われることに同意します。(注4)
被保険者ご本人がご署名ください。

自 署

その他の項目(被保険者項目のみ記入可)	
項目No.	内 容

XJY 告知社内処理日 平成 令和 R 年 月 日	R50 合計保険料(分割払の場合は1回分) 円
L92 初年度加入日 平成 令和 R 年 月 日	

◆団体との関係
下記該当の数字(いずれか1つ)をご記入ください。
団体の
1: 構成員(子会社・関連会社の構成員、退職者を含む)
0: 会員企業等の役員・従業員
上記「1」または「0」の
2: 配偶者 3: 子ども 4: 両親
5: 兄弟姉妹 6: 同居の親族 7: 使用人

(注) 「団体との関係」は表示されている該当数字(いずれか一つ)をご記入ください。

* ご記入を誤った場合には、訂正箇所を二重線で抹消して、その上から訂正署名(フルネーム)をお願いします。また必要に応じて、その近くに正しい文言を加筆してください。

令和5年10月1日以降始期契約に使用

【PDF】(31-161)(231001)保険会社用 傷害 [4] 1

《事故時の連絡先》

遅滞なく株式会社TOKAI保険事業部、または下記にご連絡ください。

取扱代理店

株式会社TOKAI 保険事業部

TEL:054-254-8239

(受付時間:平日9:00~17:45)

あいおいニッセイ同和損保

あんしんサポートセンター

0120-985-024 (無料)

- ・ 受付時間 [24時間365日]
- ・ IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。
- ・ おかけ間違いにご注意ください。

— 取扱代理店 —

株式会社TOKAI 保険事業部

【本社保険事業部】 静岡市葵区常磐町2丁目6番地の8 TEL.054-254-8239 FAX.054-273-4826

取扱代理店は引受保険会社の保険契約の締結権を有しており、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理(ご契約内容の変更等の通知の受領を含みます)などの業務を行っております。したがって、取扱代理店とご契約いただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接ご契約いただいたものとなります。

【引受保険会社】 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社(幹事)

静岡支店 企業営業課

静岡市葵区常磐町1-7-5 TEL.050-3460-1269

東京海上日動火災保険株式会社(非幹事)

静岡支店 静岡中部支社

静岡市葵区紺屋町17-1 葵タワー13階 TEL.054-254-0281

2023年契約の引受割合はあいおいニッセイ同和損害保険株式会社50%、東京海上日動火災保険株式会社50%を予定していますが、実際の引受割合は変更となる場合があります。これらに係る確定内容を知りたい場合には、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

重要事項のご説明

契約概要のご説明(傷害補償(標準型)特約セット団体総合生活補償保険)

2023年10月

- ご加入に際して保険商品の内容をご理解いただくための事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。ご加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)または保険証券(注)などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
(注)ご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者に交付されます。
- 申込人と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

1 商品の仕組み

(1) 商品の仕組み

団体総合生活補償保険は、被保険者が傷害(以下「ケガ」といいます)を被った場合などを補償する保険です。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

基本となる補償		
補償の種類	補償の概要	基本となる補償の特約
ケガの補償	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によってケガを被った場合に保険金をお支払いします。	傷害補償(標準型)特約

(2) 被保険者の範囲

- ①ご契約内容により被保険者となれる方が限定されている場合があります。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。
- ②基本となる補償の被保険者の範囲は、次のとおりです。また、家族構成は、保険金支払事由発生時のものをいいます。
【○：補償の対象／×：補償対象外】

型	被保険者の範囲		
	本人	配偶者(注1)	同居の親族(注2)・別居の未婚(注3)の子(注4)
本人型	○	×	×
家族型	○	○	○

- (注1) 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- (注2) 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
- (注3) 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- (注4) 同居の親族・別居の未婚の子とは、「本人またはその配偶者の同居の親族」または「本人またはその配偶者の別居の未婚の子」をいいます。

- ③次の特約の被保険者は上記②で選択した被保険者の範囲に関わらず以下のとおりです。
【○：補償の対象／×：補償対象外】

特約	被保険者の範囲		
	本人	配偶者	本人またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子
日常生活賠償特約	○(注)	○(注)	○(注)
弁護士費用特約	○	○	○

(注) 被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

- ④上記以外でも特約により被保険者の範囲が決まっているものがあります。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

2 基本となる補償等

(1) 保険金をお支払いする場合

「保険金をお支払いする場合」についての詳細は、パンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

(2) 保険金をお支払いできない主な場合

基本となる補償の保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。また、セットする特約によりお支払いできない主な場合が異なります。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

補償の種類	保険金をお支払いできない主な場合
ケガの補償	<ul style="list-style-type: none"> ●脳疾患、病気、心神喪失によるケガ ●自動車等(注1)の無資格運転中、酒気帯び運転中、麻薬等を使用しての運転中のケガ ●むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注2) ●細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 <p style="text-align: right;">など</p>

- (注1) 「保険金をお支払いできない主な場合」において、自動車等とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- (注2) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

(3) セットできる主な特約とその概要

ご希望によりセットできる主な特約の詳細は、パンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

(4) 保険金額の設定

保険金額の設定については、次の点にご注意ください。また、お客さまの保険金額は、パンフレット、加入申込票等をご確認ください。保険金額・日額は、被保険者の年齢・収入・高額療養費制度等の公的保険制度(注)などを踏まえて設定してください。
(注) 公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

(5) 保険期間

お客さまの保険期間については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料は、保険金額、保険期間および職業・職務等により決まります。実際に払い込んでいただく保険料は、パンフレット、加入申込票等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

お客さまの保険料の払込方法等については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。なお、解約に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還する場合があります。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

重要事項のご説明

注意喚起情報のご説明(傷害補償(標準型)特約セット団体総合生活補償保険)

2023年10月

■ご加入に際して申込人・被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報のご説明」に記載しています。ご加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。

■この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、パンフレット、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)または保険証券(注)などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

(注)ご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者に交付されます。

■申込人と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

1 告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

(1) 申込人または被保険者には、告知義務があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことで

す。
(2) 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります(注)。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

(注)次において、②に該当したときは、ご契約を解除することがあります。

告知事項

①被保険者の職業・職務(注1)

②同じ被保険者について身体のケガに対して保険金が支払われる他の保険契約等(注2)の有無

(注1) 職種級別は、保険料の算出や保険金のお支払いに際し、極めて重要な項目です。お申込みの際には改めてご確認ください。

●傷害補償(標準型)特約の職種級別表

級別	職業例
A	●下記B以外の職業従事者 ●主婦・学生・無職者 等
B	●農林業作業員 ●採鉱・採石作業員 ●木・竹・草・つる製品製造作業員 ●漁業作業員 ●自動車運転者(助手を含む) ●建設作業員

(注2) タフ・ケガの保険、学生・子ども総合保険、タフ・ケガの保険〔積立タイプ〕等をいい、団体契約、生命保険、共済契約を含みます。

2 クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は、ご契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)はできません。

3 複数のご契約があるお客さまへ

補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※1 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなる場合がありますのでご注意ください。

※2 補償が重複する可能性のある主な特約は、別紙「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

4 傷害死亡保険金受取人

(1) 被保険者本人の傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合、傷害死亡保険金は、被保険者本人の法定相続人にお支払いします。

(2) 被保険者本人の傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合または変更する場合には、必ず被保険者本人の同意を得てください。なお、同意のないままご契約された場合、保険契約は無効となります。

(3) 被保険者本人以外の被保険者については、その被保険者の法定相続人が傷害死亡保険金受取人となり、傷害死亡保険金受取人の変更はできません。

5 現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約

現在のご契約について解約、減額などをする場合の不利益事項

多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込み保険料の合計額よりも少ない金額となります。

6 通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)

(1) ご加入後、次の事項が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

通知事項

被保険者本人の職業・職務を変更した場合

- (2) 被保険者本人が職業・職務を変更した場合で、次の「職業・職務」に変更した場合、保険期間の中途であってもご契約を解除することがあります。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます）、力士、その他これらと同程度の危険な職業

- (3) 次の事項が発生した場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

特約の追加など、契約条件を変更する場合

7 補償の開始・終了時期

- (1) 補償の開始：始期日の午後4時（保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻）
(2) 補償の終了：満期日の午後4時に終わります。

8 保険金をお支払いできない主な場合

「契約概要のご説明」**2 基本となる補償**等(2) 保険金をお支払いできない主な場合をご確認ください。

9 保険料の払込猶予期間等の取扱い

分割払でご契約の場合、引受保険会社が傷害死亡保険金をお支払いすべき事故が発生したときには、未払込分の保険料を請求することがあります。

10 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合には、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。

- ご契約の解約に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

11 被保険者からの解約

被保険者が保険契約者以外の方で、次の①から⑥のいずれかに該当する場合は、その被保険者は、保険契約者にご契約の解約を求めることができます。この場合、保険契約者は、引受保険会社に対する通知をもって、ご契約を解約しなければなりません。

【被保険者が解約を求めることができる場合】

- ①この保険契約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次に該当する行為のいずれかがあった場合
 - ・引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等が発生させ、または発生させようとした場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当する場合
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- ⑤保険契約者または保険金を受け取るべき方が、上記②から④までの場合と同程度にその被保険者のこれらの方に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させた場合
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了などにより、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

※1 上記①に該当する場合は、その被保険者は、引受保険会社に対する通知をもって、保険契約を解約することができます。その際は本人であることを証明する資料等を提出してください。

※2 解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

※3 家族型で、本人について解約請求または本人による解約が行われた場合は、保険契約者は以下のいずれかの手続きを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その本人が傷害後遺障害保険金を受け取っていた場合は、b. によるものとします。

- a. 家族のうち新たに本人となる方の同意を得て、本人をその方に変更すること b. この保険契約の解約

12 保険会社破綻時の取扱い

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等はケガの補償については80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

※ケガの補償以外の保険金、解約返れい金等の補償割合は、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

13 個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報について、各引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社（海外にあるものを含む）が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。

詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険（株）のホームページ（<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>）および共同保険会社のホームページをご覧ください。

<その他ご注意いただきたいこと>

■危険を有する職業に変更した場合のご注意

家族型のご契約で、被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等の職業に変更した場合は、その職業に従事するケガについては保険金をお支払いできません。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

■ご契約内容および事故報告内容の確認について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適切かつ迅速・確実なお支払いを確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故にかかるご契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明の点は、引受保険会社までお問合わせください。

い。

※具体的には、損害保険の種類、保険契約者名、被保険者名、保険金額、被保険者同意の有無、取扱損害保険会社等の項目について確認を行っています。

■無効・取消し・失効について

- (1) 次のいずれかの場合は、この保険契約は無効となります。①は、既に払い込んだ保険料は返還できません。②は、保険料の全額を返還します。
 - ①保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合
 - ②被保険者本人の法定相続人以外の方を傷害死亡保険金受取人とする場合に、保険契約者以外の方を被保険者本人とする保険契約について、その被保険者本人の同意を得なかった場合
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金受取人の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなることがあります。この場合、既に払い込んだ保険料は返還できません。
- (3) 次のいずれかの場合は、この保険契約は失効となります。この場合、既に払い込んだ保険料は普通保険約款・特約に定める規定により返還します。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。(注1)
 - ①本人型でご契約の場合は、被保険者が死亡(注2)したとき
 - ②家族型でご契約の場合は、被保険者が死亡(注2)し、家族型の被保険者の範囲に該当する被保険者がなくなったとき(注1) 上記①、②以外にも保険金をお支払いした場合等に失効となる特約があります。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
(注2) 傷害死亡保険金をお支払いするケガにより被保険者が死亡した場合は、傷害保険金部分の保険料は返還できません。

■重大事由による解除

次のことがある場合には、ご契約または特約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ・損害または事故等を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④複数の保険契約に加入することで被保険者の保険金額等の合計額が著しく過大となる場合
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

■請求権等の代位について

所得補償保険金等について、損害が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合に、引受保険会社がその損害に対して保険金をお支払いしたときは、その債権は引受保険会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- (1) 引受保険会社が損害の額の全額を保険金としてお支払いした場合：被保険者が取得した債権の全額
- (2) 上記(1)以外の場合：被保険者が取得した債権の額から、保険金をお支払いしていない損害の額を差し引いた額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

※1 所得補償保険金のお支払いの前に、被保険者が第三者から損害賠償を受け、その損害賠償に所得補償保険金に相当する額が含まれている場合は、引受保険会社はその額を差し引いた損失の額に対して所得補償保険金をお支払いします。

※2 上記以外の保険金についても請求権等の代位に関して規定されている場合があります。詳細はご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

■共同保険について

あいおいニッセイ同和損害保険(株)および他の損害保険会社との共同保険契約となる場合には、それぞれの引受保険会社は引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。あいおいニッセイ同和損害保険(株)は、引受幹事保険会社として、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払いその他の業務または事務を行っています。

■事故が起こった場合

1 事故が起こった場合

- (1) 事故が起こった場合、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- (2) 他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申出ください。
- (3) 賠償責任・法律相談費用・弁護士費用等を補償する特約の場合、賠償事故・被害事故に関わる示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は、必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすすめください。

<示談交渉サービス>

日本国内において発生した日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けします。また、日本国内において発生した日常生活賠償特約の対象となる賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

<示談交渉を行うことができない主な場合>

- ・1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- ・相手の方が引受保険会社との交渉に同意しない場合
- ・相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- ・被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

- (4) 携行品を補償する特約の場合、対象となる盗難事故が発生したときは、遅滞なく警察に届け出てください。
- (5) 被保険者が実際に被った損害などを補償する特約については、補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって、引受保険会社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細はご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

<引受保険会社がお支払いする保険金の額>(注1)

- ①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、支払責任額(注2)をお支払いします。
- ②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、支払責任額(注2)を限度に、実際の損害の額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた額をお支払いします。

(注1) お支払いする保険金の額は、補償の内容や他の保険契約等の保険金の支払条件によっては、上記と異なる場合があります。

(注2) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

2 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金を受け取るべき方は、<別表「保険金請求書類」>のうち引受保険会社が求める書類を提出する必要があります。なお、必要に応じて<別表「保険金請求書類」>以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

3 保険金のお支払時期

引受保険会社は被保険者または保険金を受け取るべき方より保険金請求書類の提出を受けた後その日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる事項の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、引受保険会社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

4 保険金の代理請求

被保険者に保険金を請求できない次のような事情がある場合に、下記【被保険者の代理人となりうる方】が被保険者の代理人として保険金を請求することができる制度(「代理請求制度」といいます)があります(被保険者に法定代理人がいる場合や第三者に保険金の請求を委任している場合は、この制度は利用できません)。

- 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合
- 引受保険会社が認める傷病名等の告知を受けていない場合 など

【被保険者の代理人となりうる方】

- ①被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
- ②上記①の方がいない場合や、上記①の方が保険金を請求できない事情がある場合には、その被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③上記①および②の方がいない場合や、上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者（注）または上記②以外の3親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

万一、被保険者が保険金を請求できない場合に備えて、上記に該当する方々にご契約の存在や代理請求制度の概要等をお知らせくださるようお願いいたします。被保険者の代理人からの保険金の請求に対して引受保険会社が保険金をお支払いした後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、引受保険会社は保険金をお支払いできません。

5 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

<別表「保険金請求書類」>

(1) 保険金請求書（個人情報の取扱いに関する同意を含みます）	
(2) 引受保険会社の定める傷害（疾病・損害など）状況報告書 ※事故日時、発生場所、原因等を申告する書類をいいます。また、事故状況を確認するためにこの報告書の他、(5)～(7)に掲げる書類も必要な場合があります。	
(3) 被保険者であることを確認する書類	
書類の例	・家族関係の証明書類（住民票、戸籍謄本） など
(4) 保険金の請求権をもつことの確認書類	
書類の例	・印鑑証明書、資格証明書 【賃権が設定されている場合】・質権者への支払確認書 ・戸籍謄本 ・委任状 ・未成年者用念書 ・保険金直接支払指図書 ・債務額現在高通知書 など
(5) ケガに関する保険金を請求する場合に必要な書類	
① 保険事故の発生を示す書類	
書類の例	・公的機関が発行する証明書（事故証明書など） ・死亡診断書または死体検案書 など
② 保険金支払額の算出に必要な書類	
書類の例	・引受保険会社の定める診断書 ・領収書 ・後遺障害診断書 ・レントゲン等の検査資料 など
③ その他の書類	
書類の例	・運転資格を証する書類（免許証など） ・調査同意書（引受保険会社がケガの状況や程度などの調査を行うために必要な同意書） など
(6) 損害賠償責任に関する保険金を請求する場合に必要な書類	
① 保険事故の発生を示す書類	
書類の例	・公的機関が発行する証明書（罹災証明書・事故証明書）またはこれに代わるべき書類（被害届出受理番号を記入した書類） ・賃貸借契約書、マンション管理規約、居住者名簿 ・預かり伝票など受託物であることの確認資料 ・事故原因、発生場所、被害状況の見解書、写真 など
② 保険金支払額の算出に必要な書類	
書類の例	・修理見積書、請求明細書、領収書 ・損害賠償内容申告書 ・示談書またはこれに代わるべき書類 ・休業損害確認資料（休業損害証明書、源泉徴収票、所得証明書、確定申告書） ・交通費、諸費用の明細書 ・購入時の領収書、保証書、仕様書 ・函面（配置図、建物図面） ・引受保険会社の定める診断書、診療報酬明細書、後遺障害診断書、施術証明書兼施術費明細書 ・レントゲンなどの検査資料 ・死亡診断書または死体検案書 ・葬儀費明細書、領収書 ・その他の費用の支出を示す書類 ・受領している年金額の確認資料 ・労災からの支給額の確認資料 など
③ その他の書類	
書類の例	・権利移転書 ・先取特権に関わる書類（被害者への賠償金のお支払いを証明する書類、被害者承諾を証明する書類） ・調査同意書（引受保険会社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書） など
(7) その他費用に関する保険金を請求する場合に必要な書類	
① 保険事故の発生を示す書類	
書類の例	・公的機関が発行する証明書（事故証明書、盗難届証明書など） ・ホールインワン・アルパトロス証明書 ・扶養者などの戸籍謄本 ・損害物の写真 など
② 保険金支払額の算出に必要な書類	
書類の例	・被害品の価格を証明する書類 ・修理見積書 ・領収書 など
③ その他の書類	
書類の例	・他の保険契約等がある場合はその内容がわかるもの ・調査同意書（引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な同意書） など

<ご加入いただく内容に関する確認事項(ご意向の確認)>

この保険商品およびご契約プランは、引受保険会社で把握したお客さま情報およびご意向に基づき提案させていただいております。加入申込票にご記入の内容が、最終的にお客さまのご意向に沿った内容であるか再度ご確認ください。ご了解のうえご加入ください。また、払い込む保険料が正しいものとなるよう保険料算出に関わる事項などについてもご確認ください。その結果、修正すべき点があった場合は、加入内容を訂正させていただきます。なお、ご不明な点などございましたら保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

●今回お申込みのご契約についてご確認をお願いいたします。

1. 被保険者に関する「氏名」「生年月日」「年令」「性別」「職業・職務」について、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。
2. 「他の保険契約等」「保険金請求歴」について、正しい内容となっていることをご確認ください。
3. 下記項目について、お客さまのご意向どおりとなっていることをご確認ください。
 - ①補償内容（お支払いする保険金、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない場合など）
 - ②保険金額（ご契約金額）（型やパターンなど）
 - ③被保険者の範囲（ご本人のみの補償、ご家族を含めての補償など）
 ※保険期間、保険料に関する事項および契約者配当金制度の有無については「契約概要のご説明」に記載のとおりの設定であることをご確認ください。
4. 補償が重複する可能性のある特約をセットした他のご契約の有無をご確認いただき、特約のセット要否をご確認ください。

●現在ご加入のご契約（満期を迎えるご契約）にご不明な点がある場合には、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。

保険商品・契約内容に関するお問合わせ

【取扱代理店】	株式会社 TOKAI
【電話番号】	054-254-8239 ※おかけ間違いにご注意ください。

引受保険会社の連絡・相談・苦情窓口

引受保険会社へのご相談・苦情がある場合

0120-101-060 (無料)

- 受付時間 平日 9:00～17:00
- 土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます。
- ご加入の団体名(TOKAI ホールディングス)をお知らせください。
「加入者証」等をお持ちの場合、お手元にご用意ください。
- 一部のご用件は営業店等からのご対応となります。

事故が起こった場合

遅滞なくご加入の取扱代理店または下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保
あんしんサポートセンター**0120-985-024** (無料)

- 受付時間 24 時間 365 日
- おかけ間違いにご注意ください。
- IP電話からは 0276-90-8852(有料)におかけください。

指定紛争解決機関

引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)] **0570-022-808**

- 受付時間[平日 9:15～17:00(土・日・祝日および年末年始を除きます)]
- 電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。
- 携帯電話からも利用できます。
- 電話リレーサービス、IP電話からは **03-4332-5241** におかけください。
- おかけ間違いにご注意ください。
- 詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

<引受保険会社>

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社